

市原市立水の江小学校 いじめ防止基本方針

令和5年7月

市原市立水の江小学校

第1章 いじめ防止等のための基本的な考え方

市原市立水の江小学校では、以下のような考え方に立ち、学校全体でいじめ問題に取り組む。

児童は、かけがえのない存在であり、社会の宝である。児童が健やかに成長していくことは、いつの時代でも社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切な事である。

児童は、豊かな人間関係の中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、児童は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。

しかし、児童の生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は児童の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。

いじめは、児童にとってその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立ち、学校全体でいじめを排除する。

【いじめの定義】

いじめの定義については、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第2条の規定及び国のいじめの防止等のための基本的な方針を踏まえるものとする。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法より】

- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要である。
いじめには、多様な形態があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。
- (2) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- (3) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

【国のいじめの防止等のための基本的な方針より】

第2章 いじめ防止等のための組織について

1 生徒指導会議について

【会議の開催計画】 毎月第4木曜日 及び 必要に応じて随時
【構成メンバー】 全職員が参加して行う。
【定例の委員会の内容】 ①各学年の児童についての共通理解と手立ての検討 ②生徒指導の問題（いじめ・問題行動・不登校）の確認 ③各月の生活目標の反省と来月の目標の確認
【その他】 緊急の場合は、随時開催する。 生徒指導会議とは別に年に3回生徒指導推進委員会を開催する。

2 学校いじめ問題対策委員会について（全小中学校統一名称）

【会議の開催計画】 3月及び必要に応じて随時
【構成メンバー】 本校の複数の教職員、心理に関する専門的な知識を有するもの、その他必要に応じて、外部専門家等で構成する。 ・学校の管理職や教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導にかかわる教職員などで構成する。なお、問題の状況等に対応して関係教職員などを参加させる。 《校内》校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、教育相談担当者 《外部専門家等》スクールカウンセラー、市教育センター、市青少年指導センター 親と子のサポートセンター等関係機関等
【役割について】 ①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証及び修正の中核としての役割 ②いじめの相談・通報の窓口としての役割 ③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う役割 ④いじめの疑いに係る情報があったときや重大事態の発生時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

第3章 いじめの未然防止に関すること

いじめ防止等においては、未然防止に取り組むことが最も重要である。豊かな人間関係を築き、豊かな心を育て、いじめを許さない土壌をつくるため、年間を通して予防的な取組を計画・実施する。

1 学校として

- (1) ペア学年による異学年交流体験活動（4月・9月・1月）、体験活動（生活科及び総合的な学習の時間の年間計画による）等を積極的に推進し、人間関係や生活経験を豊かにする取組を進める。
- (2) 「未来を生きぬく力」を児童が身に付けられるように、日常の教育活動として「SOSの出し方教育」に努める。
 - ※「未来を生きる力」とは
 - ・困ったとき、苦しいときに、進んで援助を求めることができる。
 - ・自己肯定感を高め、自己を受け入れることができる。
 - ・怒りをコントロールすることができる。
 - ・偏った認知を柔軟にすることができる。ことを指す。
- (3) 「hyper-QUアンケート」を活用し、学級集団の状態の把握に努める。
- (4) “いじめゼロアンケート”の実施後、児童面談週間を行い、いじめの発生・深刻化の予防や、いじめ被害にあっている児童の発見に努める。
- (5) 「いじめは決して許されないことであり、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されない」等、いじめに対する正確な知識を伝え、その知識をもとに正しく行動できる児童を育成する。
- (6) いじめについて大人に訴えることは、勇気ある正しい行為であり、学校は、いじめられている児童を徹底して守り通す、という明確な姿勢を日頃から言葉と態度で示していく。
- (7) 生徒指導の機能を重視した「分かる授業の展開《児童に自己存在感をもたせる場面や、自己決定の場面を与えるなどの取組》」が自己有用感を高め、いじめを含めた問題行動の未然防止につながることを共通理解していく。
- (8) 過度の競争意識、勝利至上主義等が児童のストレスを高め、いじめを誘発するおそれがあることについて職員研修（4・7月）等で確認する。
- (9) 児童のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

2 児童として

児童が学級活動や児童会活動の中で、いじめに関する課題に主体的に向き合う機会を設け、支援していく。＜児童会によるいじめゼロ宣言・イエローリボンの取組（6月）、いじめゼロ宣言の反省の実施（2月）＞

3 教職員として

- (1) いじめの未然防止に向けて、「いじめは人権を侵害する決して許されない行為である」ことを児童にしっかりと伝え、人権教育の充実や規範意識の醸成に努める。また、「いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるものであること」「いじめは人間の尊厳にかかわる問題であること」という認識をもたなければならない。
- (2) いじめに苦しんでいる児童のために、いじめの兆候をできるだけ早く察知し、早期発見・早期対応を心がけなければならない。
- (3) 児童一人一人を大切にしている意識や、教職員の言動が児童に大きな影響を与えることなどを十分に意識して、日々の教育活動に取り組まなければならない。

い。

- (4) 特別支援学級及び通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童の中には、自分の思いや、悩みを表現することが苦手な児童もおり、いじめ等のトラブルに発展することがある。このような児童に対するいじめを未然に防止するため、全教職員による共通理解と支援体制を構築する。

4 関係機関として

インターネットやソーシャルメディアを通じて行われるいじめに対しては、青少年指導センター、市原警察署及び千葉県警察（少年課、内房地区少年センター、サイバー犯罪対策課）等と連携して児童及び保護者に指導していく。

第4章 いじめの早期発見に関すること

いじめは、インターネットやソーシャルメディアを含めて、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。このことを教職員は認識し、いじめの早期発見等のためささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

1 学校として

- (1) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- (2) スクールカウンセラー、スクールカウンセラーアシスタント、心のサポーター、養護教諭と効果的に連携し、児童の悩みを積極的に受け止める機会を設定する。
- (3) いじめホットラインなど校外の相談機関の機能や利用の仕方を児童や保護者に周知し、必要に応じて活用するよう啓発する。さらに関係機関と連携を図り、各小・中学校での指導に役立てる。

2 教職員として

- (1) 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう積極的に情報収集を行う。
- (2) 担任を中心として連絡帳や日記等を活用した指導など日常の教育活動を通じ、児童が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制を整える。
- (3) 教員による「いじめ発見のチェックポイント」を毎月実施し、いじめの早期発見に努める。
- (4) 保護者面談や家庭への電話連絡などを通して、保護者との信頼関係を築くとともに早期発見に努める。
- (5) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (6) いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を

行わないことは、法第23条第1項の規定に違反することとなる。

第5章 いじめの対処に関すること

いじめへの対処については、いじめの発見・通報を受けた場合に特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する必要がある。これらに、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。

1 被害児童への対処

被害児童に対しては、被害児童を守り通すという姿勢の下、保護者と連絡の上、対応及び支援を講じて行くことが必要である。

- (1) 被害児童の心的な状況等を十分に確認し、被害児童や情報を提供した児童を守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去した上で、いじめの事実関係を複数の教職員で正確に聞き取る。
- (2) 被害児童にとって信頼できる人物（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携しながら、被害児童に寄り添える体制を構築し、状況に応じてスクールカウンセラー及びスーパーバイザーなどの外部専門家により、児童を支援する。
- (3) 被害児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害児童を別室において指導するなど、状況に応じて被害児童が落ち着いて学習できる環境を整備する。
- (4) 被害児童が、加害児童との関係改善を望む場合には、教職員や保護者等が同席の下、謝罪や和解の機会を設けて、関係修復を図る。
- (5) いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。
 - (a) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当な期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

- (b) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守

り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

※上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察していく。

2 加害児童への対処

加害児童に対しては、家庭環境や障がい特性など教育的配慮の下、以下のような措置を講じていくことが必要である。

- (1) いじめたとされる児童から、複数の教職員で事実関係を聞き取り、いじめがあったことが確認された場合、教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得たり、関係機関と連携して組織的にいじめをやめさせ、再発防止の措置を講ずる。
- (2) 迅速に関係保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的に助言を行う。
- (3) 加害児童に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを十分に理解を促す。
- (4) 加害児童の個人情報取り扱い等、プライバシーには十分に留意して、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに青少年指導センター、警察との連携による措置も含め、対応する。
- (5) いじめ行為が止まない等の事案については、加害児童の保護者に対して学校教育法（昭22年法律第26号）第35条第1項（注4）の規定に基づき当該児童の出席停止を命ずる等、被害児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずることができる。

3 被害、加害の区分が明確でない場合の対処

いじめ事案は、被害と加害の区別を一方的に決められない場合がある。例えば、現在はある児童（A）が複数の児童（B、C、D）に悪口などのいじめ被害を受けているが、過去に児童Aが児童B、Cに対して悪口や物隠し等の行為を行っていた、等のケースである。

このように、被害と加害の境界線が曖昧な事案では、以下の点に留意して対処する。

- (1) 児童の人格を尊重しつつ、関係児童それぞれの行為について、事実関係を時系列に沿って丁寧に聴取し、記録する。聴取の際は、必ず複数の職員で当たる。
- (2) 各自の供述内容にずれがある場合は、一致を目指して聴取を行うが、どうしても一致しない場合は、それぞれの供述を記録に併記する。
- (3) 被害児童、加害児童を一方的に決めず、確認の取れた事実それぞれについて、時系列に沿って前述「1 被害児童への対処」及び「2 加害児童への対処」

に準じた対応をする。事実それぞれについて児童の反省を促し、謝罪等の対応を行い、その経緯を記録する。

(4) 保護者への連絡、外部機関との連携については、管理職の判断で適切に行う。

4 周囲の児童への対応

被害児童及び加害児童の問題にとどめず、当該児童のプライバシーに十分配慮した上で、学級及び学年、学校の問題としてとらえ、学級での話し合いや学年・全校集会等を行い再発防止を含め、いじめ問題の根本的な解消を目指した取組を進める。

5 学校として特に配慮が必要な児童への対応について

(1) 発達障害を含む、障害のある児童が関わるいじめについては、教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

(2) 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことを留意し、それらの差からいじめが行われないよう、教職員、児童、保護者等の外国人児童等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

(3) LGBTに係る児童に対するいじめを防止するため、LGBTについて、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

(4) 自然災害等により被災した児童については、被害児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境へ不安等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

(5) 上記(1)～(4)以外で学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

第6章 いじめの相談・通報窓口について

いじめ発見の一番のきっかけは、本人からの訴えである。学校、家庭、地域の中に悩みを相談できる大人や仲間が存在することが重要となる。教育相談、保護者面談、いじめアンケートや日常の観察から、どのような人間関係の中で生活を送っているか把握する。悩みを一人で抱えず、誰かに訴え出すことは卑怯な行為ではないと理解させ、「話す勇気」を持たせる。学校では「被害者の保護」、「秘密の厳守」、「全職員での見守り」をいつでも実行できる体制が整っていることを学校便り等で児童・保護者に発信する。

【水の江小学校の相談窓口】

水の江小学校では、全職員がいつでも相談を受け付けていますので、一番話しやすい教職員に相談してください。

- ①市原市立水の江小学校 **0436 - 52 - 1700**
②水の江小学校 教育相談室 **070 - 1736 - 5541** (火・木曜日)

【水の江小学校以外の相談・通報窓口】

- ①いじめホットライン **0436 - 22 - 9090**
②子どもと親のサポートセンター **0120 - 415 - 446**
③24時間子供SOSダイヤル **0120 - 0 - 78310** (なやみ言おう)
④市原市青少年指導センター内
子ども・若者総合相談窓口 **0436 - 42 - 7001**

第7章 重大事態の発生と調査及び対処について

1 重大事態の発生と報告

(1) 重大事態の意味

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
② いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
「いじめにより」とは、児童・生徒の状況に至る要因が当該児童・生徒にして行われるいじめにあることを意味する。
「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童・生徒の状況に着目して判断するが、例えば、次のケースが想定される。
- 児童・生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神症の疾患を発症した場合

「相当な期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。
ただし、児童・生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

【国の基本方針より】

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態であると判断した場合には、法第30条第1項の規定により、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会はこれを市長に報告する（必要に応じて警察へ報告）。

児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」又は「重大事態ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱う。

2 学校による調査及び措置

(1) 調査

調査は、学校と教育委員会が事実に向き合い、当該重大事態に対処するとともに、その後の同種の事態の発生の防止に資するために行う。

(2) 調査を行う組織

①学校が主体となる場合

[対象事案]

- いじめにより、当該学校に在籍する児童の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 被害児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申出があったとき。
- いじめにより、当該学校に在籍する児童が相当の期間（不登校の定義を踏まえ年間30日が目安）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

[調査組織]

- 法第28条第1項の規定により、学校いじめ対策組織を母体として、公平性・中立性の確保に配慮しながら、学校評議員やPTA役員、外部専門家などの教職員以外の委員を加えながら、「学校いじめ問題対策委員会」を設置し、調査を行う。

②教育委員会が主体となる場合

[対象事案]

- いじめられた児童及びその保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断されるとき。

[調査組織]

- 市教育委員会事務局内の職員等で構成する「教育委員会いじめ等調査委員会」を設置する。また、必要に応じ、本委員会に専門的な知識及び経験を有する者を加え、調査を行う。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態の事実関係を明確にするために、次の点について事実関係を、可能な限り調査する。

- ① 当該重大事態に至る要因となったいじめが、誰が、誰から、何を、いつ（いつ頃から）、どこで、なぜ、どのような態様であったか。
- ② いじめが発生した背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか。

このことを念頭に置きながら、調査組織において、当該重大事態の状況に応じた調査方法を決定の上、適切に調査を進める。

学校及び教育委員会は、調査組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

調査による事実関係の確認とともに、加害児童への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。

被害児童に対しては、事情や心情を聴取し、被害児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、安心した学校生活や学習に集中できるような支援が必要である。

【児童や教職員に対するアンケートや聞き取り調査】（10年間保存）

① 被害児童からの聞き取りが可能な場合

被害児童からの聞き取りが可能な場合、被害児童から十分に聞き取るとともに、被害児童及び情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

② いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめられた児童から聞き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、実施する必要がある。

(4) 調査を行う際の留意事項

① 事案の重大性を踏まえ、教育委員会において、出席停止措置等の活用やいじめられた児童又はその保護者が希望する場合には、就学校の変更などの弾力的な対応の検討が可能である。

② 教育委員会は、被害児童及びその他の児童が安心して教育を受けられるようにするために速やかに加害児童に対し、出席停止を命ずることができる。その際には、家庭の環境や教育力を加味して判断する。

③ 学校及び教育委員会は、児童や保護者へのケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない判断と一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

④ 調査を開始する前に、被害者・保護者に対して、被害者等の意向を踏まえた調査を行うことを丁寧に説明する。また、調査結果の提供については、どのような情報を、どのような形式で被害者・保護者に提供するのかを説明する（個人情報については、個人情報保護条例等により提供できない場合があることなど）

【自殺の背景調査における留意事項】

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から自殺の背景調査を実施することが必要である。

この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経緯を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

(5) 調査の結果を踏まえた措置等

① いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報の提供

教育委員会又は学校は、調査組織の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、法第28条第2項の規定により、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの提供にあたっては、教育委員会又は学校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

② 調査結果の報告

調査組織の調査結果については、教育委員会から（学校が調査主体となったものは、学校から教育委員会に報告し、教育委員会を通じて）、市長に報告する。

③ 調査結果の公表

調査結果を公表する場合は、公表の仕方及び公表内容を被害児童・保護者と確認をする。

第8章 公表、点検、評価等について

策定した学校いじめ防止基本方針については、学校ホームページで公表するとともに保護者会や学校便り等で保護者や地域へ周知を行う。年度毎にいじめに関しての調査や分析を行い、適切に対応を図る。いじめ問題に対しての取組を児童、保護者、教職員等で評価をし、評価結果を踏まえて改善に取り組む。

いじめ防止等のための取り組み状況の評価は、学校評価において学校におけるいじめ防止等のための取り組み状況（アンケート、個人面談、校内研修等の実施状況）を評価項目に位置付ける。評価にあたってはいじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応が評価されるように行う。

【学校評価項目】

いじめ防止など、人権を尊重した教育活動の推進に努めているか。（下記内容を含む）

- ・いじめへの対処方法について全教職員が理解している。
- ・いじめの問題について校内研修を実施している。
- ・いじめの実態を把握するために定期的な調査や個別面談を実施している。
- ・子どもたちがいじめの問題について主体的に考える取組をしている。
- ・インターネット・携帯電話に関連するいじめ防止のために、情報モラル教育を実施している。

第9章 いじめ問題防止、早期発見に向けた取組計画

4月	職員研修（生徒指導について） 児童情報伝達会議 生徒指導会議 ペア学年活動	体験活動（生活科・総合的な学習の時間の年間指導計画による）
5月	hyper-QUアンケート 生徒指導会議	
6月	いじめ根絶強化月間 いじめゼロアンケート①（児童） いじめゼロ集会① 情報モラル教室 生徒指導会議	
7月	職員研修（生徒指導について） 児童との個別面談、保護者面談 学校評価アンケート（児童・保護者・教職員） 情報交換会（中学校区） 生徒指導会議	
8月		
9月	SOS の出し方教育 ペア学年活動 生徒指導会議	
10月	生徒指導会議	
11月	いじめゼロアンケート②（児童） 生徒指導会議	
12月	児童との個別面談 学校評価アンケート（児童・保護者・教職員） 生徒指導会議	
1月	ペア学年活動 学校生活アンケート 生徒指導会議	
2月	いじめゼロ集会② 生徒指導会議	
3月	学校いじめ問題対策委員会、生徒指導会議 情報交換（小学校と中学校、小学校と幼稚園・保育園） 体罰・セクハラアンケート（児童）	

※学校いじめ問題対策委員会は、必要に応じて随時開催する。

※教員による「いじめ発見のチェックポイント」については、毎月実施する。